

救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画

1. 救急医療等確保事業に係る業務

- (1) 救急医療等確保事業に係る業務を継続的に実施する趣旨
- (2) 救急医療等確保事業に係る業務の実施内容
- (3) 実施期間中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の取得価額の見積額の合計額(※)： _____円
- (4) 実施期間中に整備される救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の詳細

整備される施設及び設備の内容	取得価額の見積額
	円
	円
	円
	円
	円
	合計額(※) 円

- (5) 救急医療等確保事業に係る業務の実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間(年)

(記載上の注意事項)

- 1. (2)「救急医療等確保事業に係る業務の実施内容」には、実施する事業の別、実施する医療機関名などを記載すること。
- 1. (3)の(※)は、1. (4)の(※)と一致させること。
- 1. (4)「整備される施設及び設備の内容」欄には、1. (2)に記載した救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備であり、かつ、1. (5)に記載した実施期間内に確実に整備されると見込まれるものの内容を記載すること。
- 1. (4)「取得価額の見積額」欄には、添付書類「整備される施設及び設備の取得価額の見積額に係る見積書等(写し)の証拠書類」で確認可能な事業費を記載すること。
- 1. (5)「救急医療等確保事業に係る業務の実施期間」は、事業開始日(予定日)を起算日として、12年(救急医療等確保事業に係る業務を実施する病院又は診療所の所在地を含む区域における救急医療等確保事業の実施主体が著しく不足している場合その他特別の事情があると都道府県知事が認めるときは、18年)以内とすること。

2. 収益業務

(1) 収益業務の実施内容

(2) 収益業務の実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間(年)

(記載上の注意事項)

○2. (1)の収益業務の実施内容については、目的及び単年度の収益見込みを記載すること。

○2. (2)の収益業務の実施期間は、1. (5)の実施期間と同一にすること。

添付書類

1. 整備される施設及び設備の取得価額の見積額に係る見積書等(写し)の証拠書類
2. 平成20年3月31日医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知「社会医療法人の認定について」第3の1(1)①の「社会医療法人の認定申請等関係書類」のうち当該医療法人が法第42条の2第1項第1号から第6号まで(第5号ハを除く。)に掲げる要件に該当することを証する書類
3. 定款又は寄附行為の写し